

## 第5回 移動容器規格委員会 議事録

I. 日 時：平成19年10月2日（火）14：00～16：00

II. 場 所：高圧ガス保安協会 第3会議室

III. 出席者（敬称略・順不同）

委員長：小川

副委員長：吉川

委員：阿部、石崎、石田、大谷、加藤、川原、小泉、小林、佐々木、農頭、堀、宮崎

K H K：長榮、船津、鳥越

IV. 議事次第

- (1) 委員交代について
- (2) 前回議事録（案）の確認
- (3) 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準及びアルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準の改正について
- (4) 液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準の制定について
- (5) 容器プロトタイプ試験基準（KHKS 0123）の改正について
- (6) アセチレン容器の安全弁に関する基準（KHKS 0125）の改正について
- (7) 溶接容器溶接補修基準（KHKS 1180）の改正について
- (8) その他

V. 配付資料

- |         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 資料5-1   | 移動容器規格委員会委員名簿                       |
| 資料5-2   | 第4回移動容器規格委員会議事録（案）                  |
| 資料5-3-1 | 容器プロトタイプ試験基準（KHKS 0123）の改正について      |
| 資料5-3-2 | 容器プロトタイプ試験基準 改正案（新旧対照表）             |
| 資料5-4-1 | アセチレン容器の安全弁に関する基準（KHKS 0125）の改正について |
| 資料5-4-2 | アセチレン容器の安全弁に関する基準 改正案（新旧対照表）        |
| 資料5-5-1 | 溶接容器溶接補修基準（KHKS 1180）の改正について        |
| 資料5-5-2 | 溶接容器溶接補修基準 改正案（新旧対照表）               |

## VI. 議事概要

### 1. 定足数の報告及び委員変更の紹介

事務局から本日の出席委員は13名であり、規格委員会規程に定める定足数を満足していることの報告があった。また、今回の委員会からミツウロコ(株)飯田委員が橋本産業(株)石田委員に変更となることの報告及び新委員である石田委員の挨拶があった。(委員会定足数の確認後1名の委員が到着。出席委員数14名)

### 2. 前回議事の確認

事務局が、資料5-2に基づき「第4回移動容器規格委員会議事録(案)」について説明を行った後、当該議事録(案)の採決を実施した。出席委員の過半数(8名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

### 3. 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準及びアルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準の改正について

事務局が、空気呼吸器用継目なし容器再検査基準及びアルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準の改正に係る進捗状況及び年内に発行見込みであることを報告した。意見等無し。

### 4. 液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準の制定について

事務局が、液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準の制定に係る進捗状況及び年内に発行見込みであることを報告した。意見等無し。

### 5. 容器プロトタイプ試験基準(KHKS 0123)の改正について

(1) 事務局が、資料5-3-1及び5-3-2に基づき容器プロトタイプ試験基準の改正について説明を行った。質疑事項等は以下のとおり。

① 用語の定義において「特に定めるものを除き」という規定を削除しているが、定めるものがないと理解して良いか。

→よい。

② 引用するJISは年号指定するのか。現在JISは他のJISを引用する際年号を規定していない。

→同委員会において作成する基準においてJISを引用する場合、年号を指定する形とし、基準の改正にあたってはJISの改正が基準の規定に影響のないことを確認した上で改正JISを引用する形とする。

③ 本基準は法的強制力を持つものとするのか。

→KHKの自主基準とする。

④下表の左欄について右欄のとおり変更することとなった。

訂正箇所	事務局提案資料	訂正後
p1 2.	日本工業規格G0051(2005)	日本工業規格G0551(2005)
p17 4.12.3(1) ①口	フッ化水素	ふっ化水素

(2) 事務局が提案した資料5-3-2の改正案について意見等ある場合は10月末日までに事務局まで意見を述べることとなった。

## 6. アセチレン容器の安全弁（KHKS 0125）に関する基準の改正について

(1) 事務局が、資料5-4-1及び5-4-2に基づきアセチレン容器の安全弁に関する基準の改正について説明を行った。質疑事項等は以下のとおり。

① 下表の左欄について右欄のとおり変更することとなった。

訂正箇所	事務局提案資料	訂正後
p8 解説 5	内容積3.1リットル	内容積3.1L
p9 解説 旧基準の7	B <sub>i</sub> カドニウム	B <sub>i</sub> カドミウム

(2) 事務局が提案した資料5-4-2の改正案について意見等ある場合は10月末日までに事務局まで意見を述べることとなった。

## 7. 溶接容器溶接補修基準（KHKS 1180）の改正について

(1) 事務局が、資料5-5-1及び5-5-2に基づき溶接容器溶接補修基準の改正について説明を行った。質疑事項等は以下のとおり。

① 単位を規定した部分に全角と半角がある。統一できないか。また、量を示す記号は斜体と出来ないか。

② 単位は原則半角で統一する。斜体については検討する。

## 8. 次回委員会について

次回委員会は、平成19年12月18日（火）15時から開催予定とした。